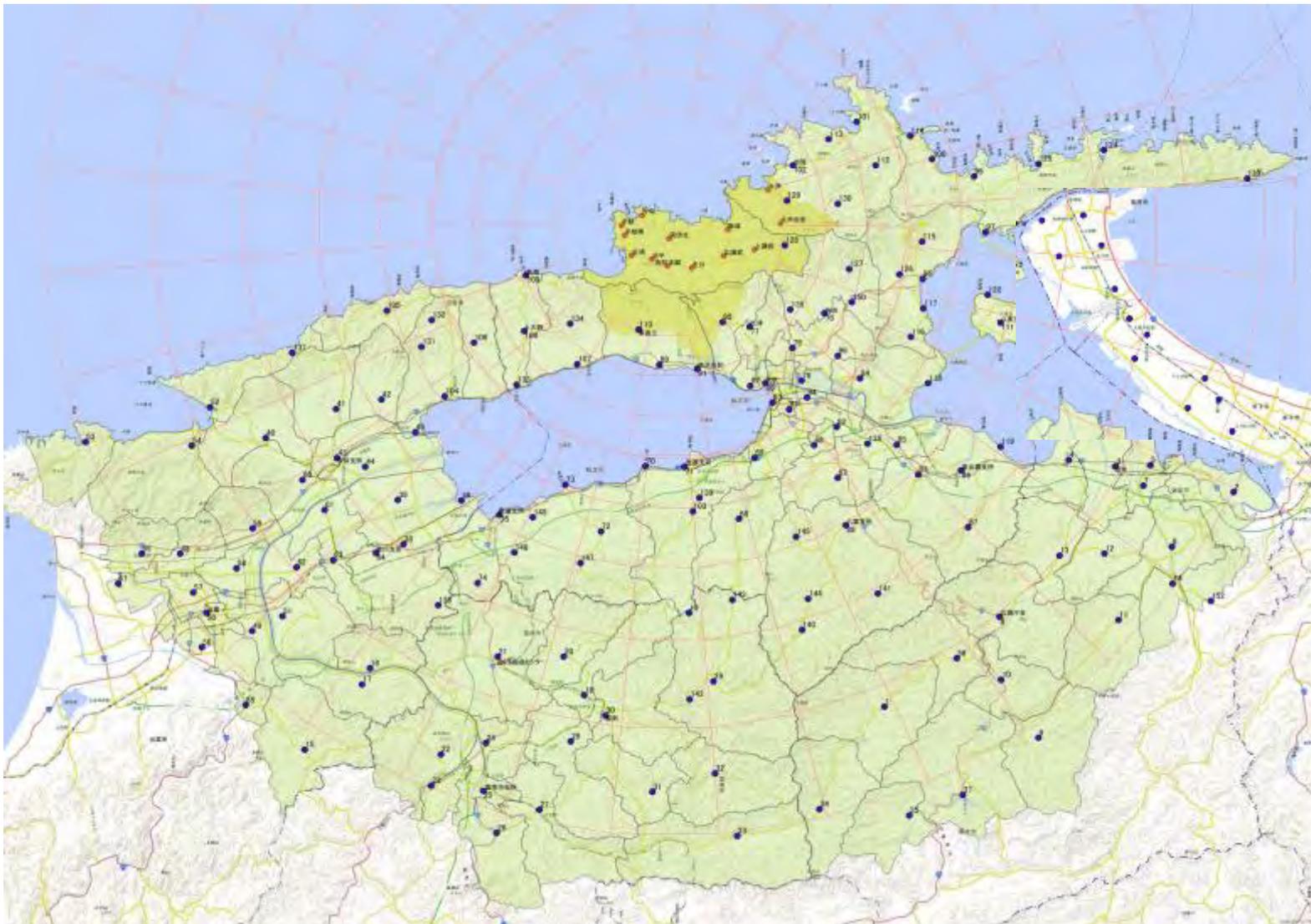


- ▶ 島根原子力発電所の周辺地域では、発電所から半径30 k m圏内を中心に186局（島根県161局、鳥取県12局、中国電力6局、国7局）の測定局を用いて24時間監視を行っている。



- ▶ モニタリングステーション（島根県10局、鳥取県2局）及びモニタリングポスト（島根県151局、鳥取県10局）で、発電所周辺地域の放射線量、放射性物質濃度を測定
- ▶ 電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ▶ 万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト（島根県7台、鳥取県12台）を配備
- ▶ 放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備

## 【島根県】



モニタリングステーション・モニタリングポスト  
(非常用発電機装備)



可搬型モニタリングポスト  
(常設、蓄電池装備)



簡易型モニタリングポスト  
(常設、太陽光パネル装備)



モニタリングカー

## 【鳥取県】



モニタリングステーション  
(非常用発電機装備)



可搬型モニタリングポスト  
(常設、蓄電池装備)



可搬型モニタリングポスト  
(常設、蓄電池装備)



モニタリングカー

## 10. 避難退域時検査及び簡易除染

### <対応のポイント>

避難退域時検査は、国がO I Lに基づく防護措置の指示とともに地方公共団体に実施を指示し、これを受けた地方公共団体があらかじめ定めた実施計画に基づき実施することとなっている。

- 国の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を踏まえ、避難経路に沿った地点に候検査場所を選定している。

スクリーニング候補地を掲載

P

- 避難退域時検査は、島根県、鳥取県及び中国電力(株)が国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営。
- 中国電力(株)は、備蓄資機材を活用し、\_\_\_\_\_人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関（放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構）は、国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

スクリーニングの体制を記載



- ▶ 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行い、車両が0IL4以下でない場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。この代表者が0IL4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。携行物品の検査は、これを携行している住民が0IL4以下でない場合にのみ検査を行う。
- ▶ 検査の結果、0IL4以下でない車両、住民、携行物品には簡易除染を行う。

スクリーニングの手順を記載

P

# 11. 安定ヨウ素剤

## <対応のポイント>

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。このような内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能である。このため、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場合には、安定ヨウ素剤を服用できるよう、その準備をしておく必要がある。

# 安定ヨウ素剤の服用

- ▶ 原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県、市の指示に基づいて服用
- ▶ 原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示は、安定ヨウ素剤を備蓄している県、市に速やかに伝達



安定ヨウ素剤

## (服用の目的)

- ・ 原子力発電所から放出される放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐ。  
 ※放射性ヨウ素は、主にプルーム通過時の吸入摂取等により体内に入る。

## (服用のタイミング等)

- ・ 安定ヨウ素剤はその効果が服用の時期に大きく左右されるため、適切なタイミングで速やかに住民等に服用させることが必要。このため、平時から事前配布や緊急時の配布体制の整備が必要。

## (その他の留意事項)

- ・ 県及び市は、安定ヨウ素剤の服用時における副作用の発生に対して、適切な対応体制を整える。
- ・ 県及び市は、事前配布時の説明会や原子力防災訓練等の機会を通して、安定ヨウ素剤の適切な取扱いを周知する。

区域	配布・服用
P A Z	事前配布。避難指示と同時に服用指示。
U P Z	緊急時に配布。モニタリング結果等に応じ、避難や一時移転とあわせて服用を指示。

# 安定ヨウ素剤の事前配布

- 島根県及び関係4市は、「島根県安定ヨウ素剤配布計画」に基づき、服用の指示に基づき速やかに安定ヨウ素剤を服用することができるよう、PAZ地域住民等に対して安定ヨウ素剤を平時から事前に配布
- 平成27年6月よりPAZ地域住民への事前配布を開始し、平成28年〇月末現在、〇〇回の説明会を開催済
- PAZ地域事業所勤務者及びUPZ地域住民等のうち何らかの事情により事前配布を希望する者に対する配布に向け準備中

## 《安定ヨウ素剤事前配布説明会》

医師、県及び松江市職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期、管理方法など、知っておくべき事項を説明。



説明会を開催した上で、事前配布

PAZの地区名	住民数 (3歳以上の住民を対象)	配布者数
鹿島		
島根		
古江		
生馬		

**PAZについては12月末までに  
全地区実施予定**

### ○説明会における主な説明事項

- ・ 効能と副作用を理解のうえ受け取ること
- ・ 年齢に応じた適量を服用すること
- ・ 第3者に譲渡しないこと
- ・ 原子力災害時に国や県、市から指示があった場合のみ服用すること
- ・ 有効期限は製造後3年間であり、交換時期に再度説明会に参加し、新しい安定ヨウ素剤と交換すること
- ・ 保管方法 等

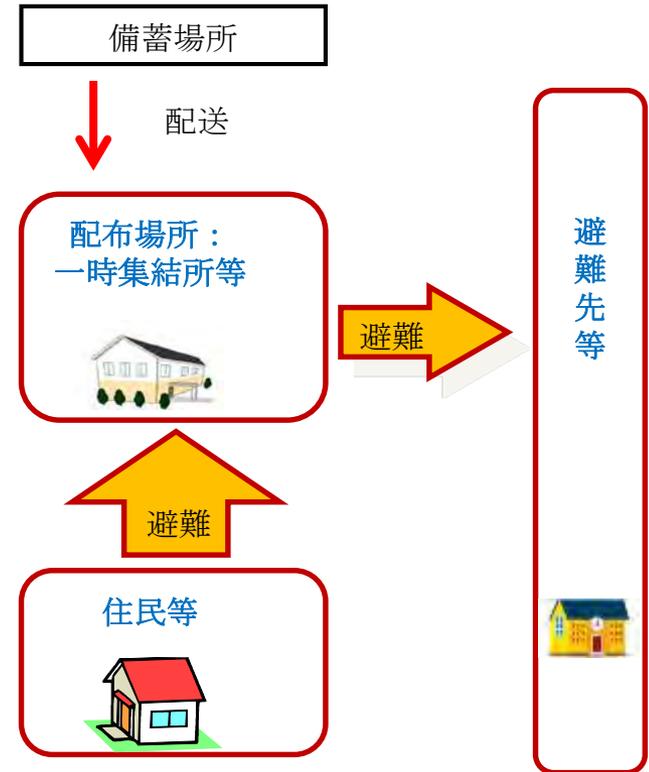
- ・ 安定ヨウ素剤の服用が不適切な者は、施設敷地緊急事態要避難者として登録し、施設敷地緊急事態になった段階で避難
- ・ 3歳未満の乳幼児、保育園児・幼稚園児は、施設敷地緊急事態になった段階で、保護者とともに避難

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、島根県は市役所、オフサイトセンター、学校等にP A Z 及びU P Z 対象人口の3回分の数量を備蓄。鳥取県も、一時集結所、学校、調剤拠点薬局等にU P Z 対象人口の3回分を備蓄
- 引き続き緊急配布用の配備を進めるとともに、2県6市は、迅速な配布体制を整備

備蓄場所を表示



調剤訓練の様子



## 12. 原子力災害医療

国の原子力災害対策指針の見直しに伴い、原子力災害医療体制の見直しが求められており、今後詳細が示されていくのに併せて対応を検討する必要がある

### <対応のポイント>

原子力災害医療を迅速、的確に行うため、各地域の状況を勘案して、各医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、避難退域時検査、防護指導、健康相談等）を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認している。

# 実施体制

▶ 放射性物質による汚染や被ばくの状況に応じて、初期・二次・三次の医療体制により、適切に対応。

## 初期被ばく医療

【松江赤十字病院・松江市立病院等14病院】 【鳥取赤十字病院等14病院】

- ①被ばく、汚染のため直ちに診断を要する者
- ②外傷や疾病等に汚染や被ばくを合併している者
- ③軽度の外傷等の治療



仮置き

写真：川内資料

## 二次被ばく医療

【島根県立中央病院・島根大学医学部附属病院（協力）】 【鳥取大学医学部附属病院・県立中央病院】

- ①外部被ばくによる放射線障害のおそれがある者
- ②内部汚染による障害のおそれがある者
- ③対表面汚染や創傷汚染が十分除染されなかった者
- ④上記が混在又は一般傷病が合併している者

二次被ばく医療で対応  
できない傷病者は、三次  
被ばく医療機関へ搬送

消防防災ヘリ、自衛隊航空機等  
による搬送

## 三次被ばく医療

【放射線医学総合研究所、西日本ブロックの三次被ばく医療機関（広島大学）等で実施】

- ①高度専門的な線量評価
- ②高度な専門的除染等

高度かつ専門的な被ばく医療



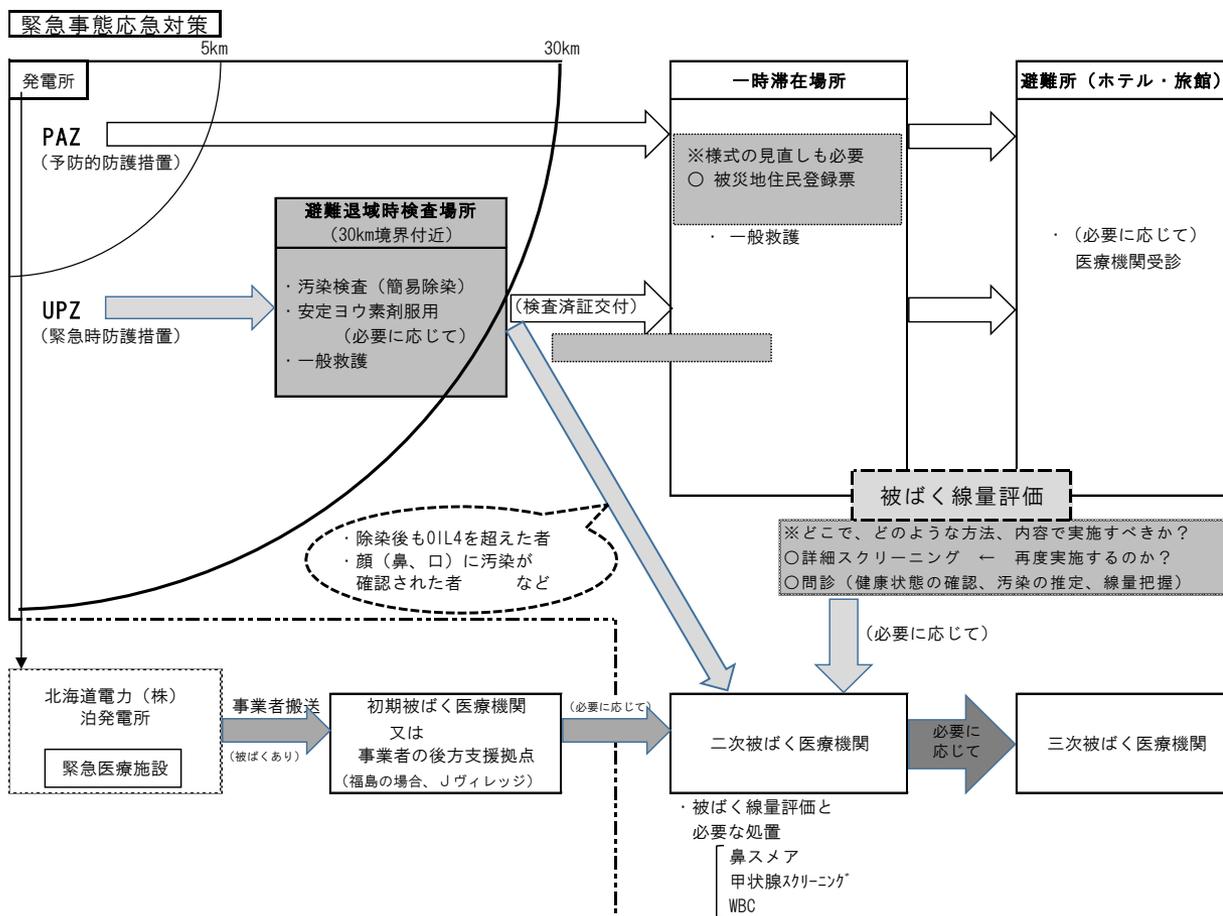
# 活動内容

- ▶ 初期被ばく医療は、避難所等において、一般的な傷病の有無をチェックするとともに、体表面汚染密度や鼻腔汚染を測定し、1次スクリーニングレベルを越す住民に関しては除染を行う。
- ▶ 初期被ばく医療の後、汚染の残存する者及び相当程度の被ばくをしたと推定されるものに対しては、二次被ばく医療機関において被ばく患者の入院加療を含む医療を行う。
- ▶ 地域の三次被ばく医療機関等において、内部汚染患者の治療を行う。

未調整

## 仮置き(泊地域の例)

### 緊急被ばく医療活動フロー(たつき台)



### 中長期対策

※事故後の健康調査【検討項目】

- 対象者** UPZ全住民(PAZを含む)  
(放射性物質の拡散状況による)
- 実施機関** 二次被ばく医療機関
- 実施内容** 被ばく評価  
(外部、内部、甲状腺)  
一被ばく線量に応じた健康管理  
(フォローアップ)
- 相談窓口の開設** 保健所  
電話問い合わせ

<福島の場合>

H23.6 から県民健康調査開始  
(長期間に渡る被ばく線量の管理)



# 13. 放射線防護資機材、物資、 燃料等の備蓄・供給

## <対応のポイント>

2県6市は、P A Z及びU P Z内で避難誘導等を行う要員のために、個人線量計等の放射線防護資機材を、県、市、消防、医療機関等に備蓄している。

2県6市は、緊急時に備え食料及び生活物資を備蓄している。また、放射線防護対策施設においては、屋内退避者が一定期間生活できる物資を備蓄する予定である。備蓄している物資が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。緊急輸送車両や避難所等への燃料の供給が不足する場合においては、原子力災害対策本部に対して燃料調達の要請を行う。

# PAZ内の放射線防護資機材の備蓄

- ▶ 松江市のほか、PAZ圏内の住民搬送を担うバス会社の運転手、医療機関・社会福祉施設・教育機関の施設管理者等に個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- ▶ 緊急時には、放射線防護資機材を運転手、避難誘導者に配布し、万一に備え避難搬送時に携帯。
- ▶ 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。併せて、関係者向けパンフレットを整備中。

未調整

## 仮置き(「伊方地域の緊急時対応」の例)



P

# UPZ内の放射線防護資機材の備蓄

- UPZ圏内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、緊急時に設置する一時集結拠点で原則放射線防護資機材を配布。（UPZ圏内の輸送事業者等には個別配布）
- 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。

未調整

仮置き(「伊方地域の緊急時対応」の例)



P